

市役所からの お知らせ

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

総務課 ☎ 43-1111
 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

市営住宅入居者募集

7

- 募集期間／7月2日（月）～20日（金）
- 募集住宅／【公園南一号団地D】（築4年）
 - ▶住所：田沢湖生保内字武蔵野 105-1058
 - ▶規格：戸建て 3LDK ▶階数：2階 ▶月額家賃：27,200円から（所得額による）▶月額駐車料金：家賃に含む（1台のみ）
 - ※入居時に月額家賃の3カ月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります。
 - ※暖房器具は、湿気防止のため屋外給排気式（FF等）または電気ストーブを使用していただきます。
 - ※申し込みは1世帯1戸限りです。
- 入居資格／次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
 - ①現に同居し、または同居しようとする親族があること。（婚姻の予約者を含む）
 - ②入居希望者の月額所得合計が158,000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は214,000円以下であること。
 - ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - ④市税を滞納していない者であること。
 - ⑤暴力団員でないこと。
 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は単身入居可能です。
 ※市外在住の方でも入居可能です。
 ※不明な点がありましたら事前に都市整備課へご連絡ください。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください。（当日必着）
- 提出先・申込書設置場所／都市整備課（西木庁舎）、田沢湖地域センター、角館地域センター
- 添付書類／
 - ①入居希望者の世帯の住民票謄本1通（省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通）
 - ②入居希望世帯の市県民税世帯証明書1通（または過去1年間の所得を証明する書類）
 - ③入居希望者全員の納税証明書各1通（学生は除く）
 ※いずれも市役所窓口で発行しています。（手数料が掛かります）
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ公開抽選（申込人によるくじ引き）を行います。
 - 【抽選日時】7月27日（金）14：00
 - 【抽選場所】西木総合開発センター2階 農林研修室
- 入居時期／8月3日（金）から入居可能です。
- 問合せ／都市整備課 住宅公園係 ☎ 43-2295

「まちづくり懇談会」を開催します

5

市長が地域の皆さんと話し合い、今後のまちづくりに反映させるためまちづくり懇談会を開催します。次の3カ所で開催しますので、お問い合わせのうえぜひご参加ください。

- 日時・会場／
 - ▶7月10日（火）18：30～ 雲沢集落センター
 - ▶7月17日（火）18：30～ 桧木内地区公民館
 - ▶7月19日（木）18：30～ 田沢交流センター
- 問合せ／総務課 文書広報係 ☎ 43-1111



仙北市成人式 8月15日に開催します

6

今年度の仙北市成人式は、8月15日（水）午後2時から仙北市民会館で行います。

該当者は平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方々です。

該当するの方々には7月中旬に案内を送付しますが、送付されなかった方は生涯学習課にお問い合わせください。

なお、仙北市の中学校を卒業した方で転出している方につきましては、中学校卒業時の住所へ送付します。

- 問合せ／教育委員会生涯学習課 ☎ 43-3383
FAX54-1727



家屋調査にご協力ください

3

新（増）築した建物について、税務課による「家屋調査（訪問調査）」を実施しています。これは固定資産税課税の基礎となる課税標準額算定のために実施するものです。

建物を新（増）築された方や、以前に建設した建物でまだ調査を受けていない家屋を所有されている方は、税務課までご連絡をお願いします。

【家屋調査時に準備して頂くもの】

- ◆間取り図（建築確認申請に添付した平面図など）
- ※調査は、一般的な家屋の場合で1時間程度です。

【建物の取り壊しをされた方】

建物の取り壊しをされたときは、早めに最寄りの市役所窓口へ「建物取り壊し申請書」を提出してください。

※用紙等は各窓口のほか、仙北市ホームページからもダウンロードできます。

【平成23年以前に建築された未調査家屋等について】

建物に貼られている家屋調査済証のシールが確認できない場合は、お伺いして事情をお聞きする場合があります。その結果、未調査家屋の場合は改めて調査させていただきます。

- 家屋調査日程／土・日・祝日を除く9：00～16：00
 - ▶7月2日～8月3日…角館地区
 - ▶8月6日～8月31日…西木地区
 - ▶9月3日～10月5日…田沢湖地区
 - ▶10月9日以降…市内全域
- ※上記日程はあくまで目安です。あらかじめご都合の良い日がありましたら予定した地区以外の方でもご連絡ください。
- 問合せ／税務課 ☎ 43-1117

住民基本台帳法の改正と 外国人登録法の廃止

1

平成24年7月9日から下記のように変わります。

◆住民基本台帳カード（住基カード）が継続利用できるようになります。

これまでは市外へ転出すると住基カードは失効しましたが、改正後は新しい市町村でも住基カードの継続利用が可能となります。

◆外国人住民の方にも住民票が作成されます。【住所変更をするとき】

▶転出（仙北市から他の市町村へ引っ越しするとき）…仙北市で転出届を行い「転出証明書」の交付を受けてください。

▶転入（今まで住んでいた市町村から仙北市に引っ越して来たとき）…在留カードまたは特別永住者証明書と「転出証明書」を持って、仙北市で転入届をしてください。

▶転居（仙北市内で引越しをしたとき）…在留カードまたは特別永住者証明書を持って、転居届をしてください。

- 問合せ／市民課市民係 ☎ 43-3307

市民会館の利用再開について

2

市民会館は、先月改修工事を終えて、6月20日から利用を再開しました。

市民の皆さんには、ご不便とご迷惑をおかけしたことをお詫びします。

これからも各種の催しを予定しておりますので、皆様のご来場をお待ちしております。

- 問合せ／仙北市民会館 ☎ 43-3143

仙北市安全・安心メールにご登録ください！

4

- 配信される情報／◆防災情報 ◆安心情報 ◆子育て情報 ◆学校情報
- 空メールで簡単登録！ / toroku@anshin.city.semboku.akita.jp へ空メールを送信してください。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。
- 仙北市安全・安心住民情報からも登録できます。 <http://anshin.city.semboku.akita.jp>
- 問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339

